



## 宮城労働局説明資料

令和 8 年 1 月 26 日（月）

第 2 1 回 トラック輸送における取引環境・  
労働時間改善宮城県協議会

宮城労働局 労働基準部 監督課

# 上限規制及び改正改善基準告示の周知

- 宮城労働局では、令和6年4月施行の時間外・休日労働の上限規制および改正改善基準告示について、あらゆる機会を活用して周知を図り、労使の自主的な取組を促進しています。
- また、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請をしております。

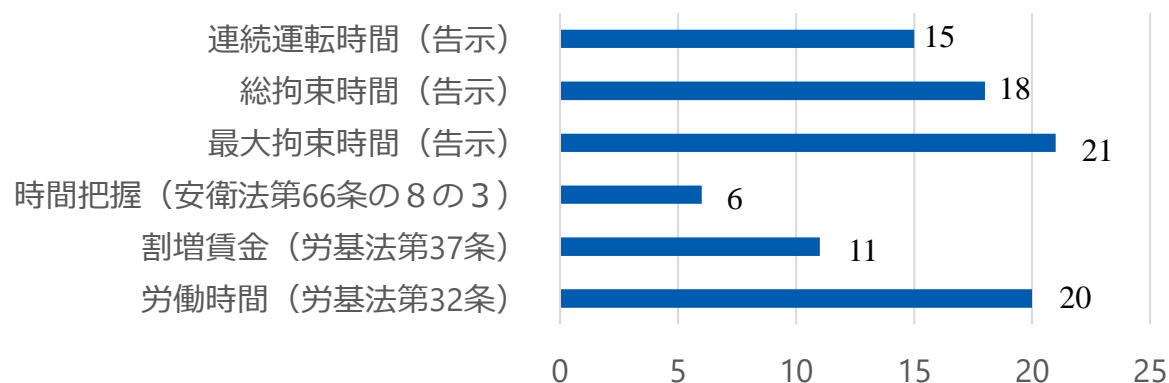
## 1. 労働時間相談・支援班による説明会の開催

各労働基準監督署に配置された労働時間相談・支援班による説明会を開催し、時間外労働の上限規制等についてトラック事業者に対して周知を行っております。

	令和6年4月～令和7年3月
実施件数	9回（339社出席）

## 2. 監督指導の実施

令和6年に、各労働基準監督署が道路貨物運送業に対して実施した監督件数は40件であり、そのうち38件（95%）に労働関係法令違反が認められました。

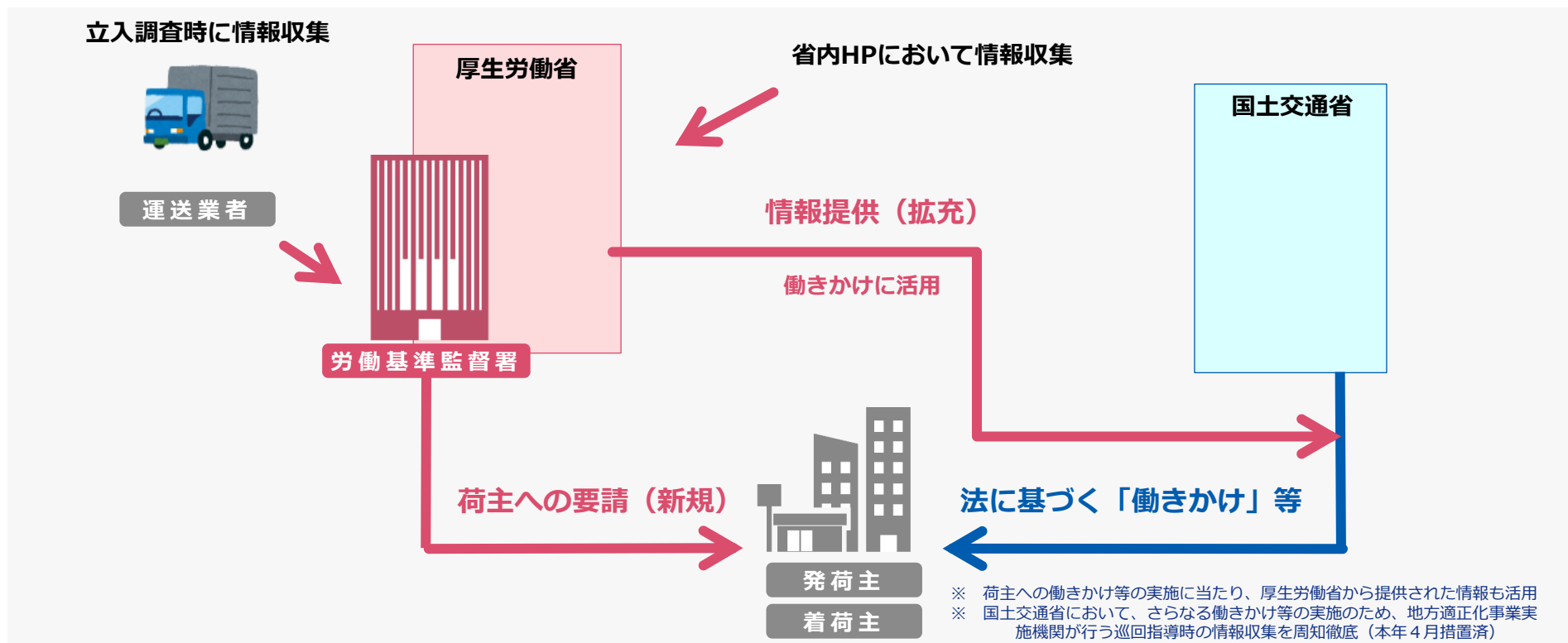


# 労働基準監督署による荷主等への要請について（トラック）

## 労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**  
（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

宮城労働局	令和4年12月～令和7年9月
実施件数	約500件



# 特設サイト「はたらきかたススめ」について

- 厚生労働省本省において、国民向けに、特設サイト「はたらきかたススめ」を開設し、PR動画等を通じて、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組や再配達削減に向けた取組について、理解と協力を呼びかけています。

(はたらきかたススめ)



◀ 国民向けPR動画

▼ 働き方改革をすすめるためにできることとして、再配達削減アクションを掲載

宅配便を利用するとき

再配達削減のためにお願いしたい具体的なアクション

<p>自分が1回で受け取れる日時・場所を指定しよう</p>	<p>配達状況の通知アプリを活用しよう</p>	<p>まとめ買いで配達回数を減らそう</p>
<p>急ぎ便は状況に応じて使い分けよう</p>	<p>相手が1回で受けとれる日時・場所を指定しよう</p>	<p>送り先の住所は正しく記載しよう</p>
<p>宅配ボックス・置き配を活用しよう</p>	<p>コンビニ受取りを活用しよう</p>	<p>街なかにある宅配ロッカーを活用しよう</p>

# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトについて

- 「自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト」に新たなコンテンツ「物流情報局」を設け、荷主向けのページにおいては新物効法に関する情報を、また、トラック事業者向けのページにおいては、貨物自動車運送事業法に関する情報を中心にそれぞれ発信しており、今後も随時更新を行う予定です。

(ポータルサイト)



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

## 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！

「物流情報局」OPEN



2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



トラックトップページ

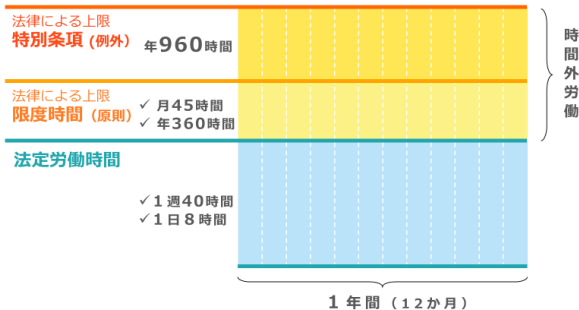
いま、考えてみませんか？  
**物流を変える  
トラック運転者**  
のこと。

**物流情報局**  
NEW

① 荷主の皆さまへ  
② 事業者の皆さま  
(トラック運転者の皆さま)へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制 (2024年4月適用開始)



改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載。

## トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準  
学習テキスト

## 解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

## 改正された改善基準告示の主な内容 (2024年4月適用開始)

トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
<b>1年の拘束時間</b>	3,516時間以内	原則: <b>3,300時間以内</b> 例外 (※1): <b>3,400時間以内</b>
<b>1か月の拘束時間</b>	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則: <b>284時間以内</b> 例外 (※1): <b>310時間以内</b> (年6か月まで)
<b>1日の休息期間</b>	継続8時間以上	原則: <b>継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b> 例外: 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 (※2)、継続8時間以上 (週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可 (①②を満たす必要あり)  
① 284時間超は連続3か月まで。  
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送 (一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送) で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。➤



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▼

トラックポータルサイト



「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



## 物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター  
たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応**
  - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
  - 標準的運賃
  - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント**
  - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先**
  - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準  
学習テキスト

(解説動画)

(解説動画)



厚生労働省